

国保だよりはホームページからも閲覧できます。 <http://www.kuma8020.com/kokuho/>

## 所得調査へのご協力ありがとうございました

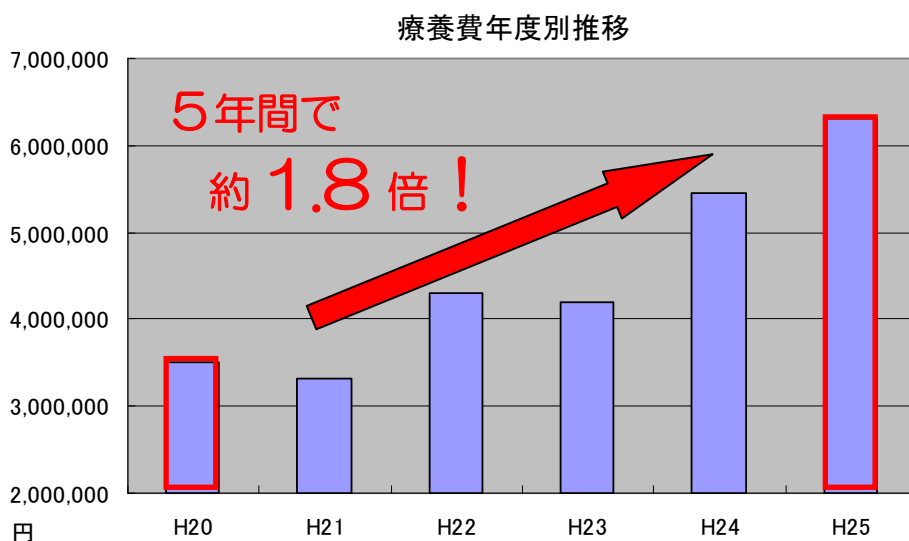
この度の所得調査につきましては、調査対象の組合員様にはご多用中のところご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。分かりにくい点もあったかとは思いますが、問い合わせ等いただいたことにつきましては、次回5年後の調査で改善していきたいと思っておりますので、その際には、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

### 国保組合の財政状況

#### 増加傾向の療養費！

歯科医師国保の療養費は、年々増加傾向にあります。

平成20年度は年間約350万円でしたが、平成25年度は約630万円となっており、この5年間で約1.8倍増加しています。



療養費が医療費全体に占める割合は小さいのですが、このまま療養費を含む医療費が高い状態が続けば、保険料の増額につながりかねません。病気やケガを治療することは大変重要ですが、早期発見・早期治療に心がけて、重症化を招かないことが医療費の抑制につながります。医療費の節約のため、ちょっとした心がけをお願いします。

## 法令遵守（コンプライアンス）について

熊本県歯科医師国民健康保険組合は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であり、その使命を果すための社会的責任を負っています。このため、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合規約、諸規程の規定に沿った事業運営が求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないよう健全な組織運営に資する不断の努力を求められています。

国保組合は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づき、主たる事務所の所在地の都道府県知事の認可を受けて設立され、都道府県知事の認可を受けた規約において定めた同種の事業又は業務に従事する者で、当該国保組合の地区内に住所を有する者を組合員として組織することとなっており、国保組合が行う国民健康保険の被保険者は、これらの組合員及びその世帯に属する者とされています。国保組合が法令を遵守し、組合員資格の適正化を確実に図るため、本組合では平成 25 年 7 月に組合員の資格確認調査を実施しています。今後も定期的（次回は平成 28 年度実施予定）に組合員の資格確認調査を行います。被保険者資格を管理することは保険者としての重要な責務でもありますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

### 1. 組合員の資格取得後の定期的な確認（3年に1回）

- ・組合員は、熊本県歯科医師会会員であって、歯科医業又は業務に従事する歯科医師とその医療機関の業務に従事する者で規約第 4 条の地区内に住所を有する者。
- ・家族は、組合員と同一世帯で生計を共にし、住民票に記載されている者。

### 2. 健康保険適用除外承認申請の取扱い

- ・法人または 5 人以上の強制適用事業所における適用除外承認の申請手続き。
- ・健康保険の適用除外承認申請は、「事実の発生から 5 日以内」に年金事務所の承認を受け、速やかに本組合に『健康保険被保険者適用除外承認証』の写し（受付印があるもの）を提出。

### 3. 資格喪失の届出（原則 14 日以内に、資格喪失届に被保険者証を添えて提出）

- ・歯科医業又は業務に従事しなくなる者。
- ・規約第 4 条に規定されている地区外に転居する者。
- ・組合員の世帯から外れる者（家族）。

平成 26 年 12 月 1 日

熊本県歯科医師国民健康保険組合



## 交通事故などで健康保険を使用する場合は 組合への届出が必要です

交通事故など第三者の行為によるケガの場合、組合へ「第三者の行為による被害届」の提出を行うことにより、健康保険を使って治療を受けることが可能となります。（工作中や通勤途中の事故を除く）

### 第三者の行為とは？

- 相手方がいる交通事故（同乗者がケガをした場合、運転手が第三者となります）
- ひき逃げ等で相手が不明の場合
- 他人が飼っている動物に咬まれた場合
- ケンカなどにより負傷させられた場合ほか

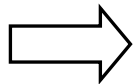
### なぜ届出が必要か？

加害者が本来払うべき治療費を組合が立替えて支払うこととなりますので、組合が加害者に治療費を請求するために届出が必要となります。

### 第三者の行為によるケガで健康保険を使用する場合

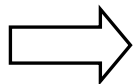


健康保険証



病院

医療機関等で、必ず第三者の行為によるケガであることを伝えて、健康保険証を提示してください。



組合

「第三者の行為による被害届」など、必要書類を組合に提出してください。

第三者の行為による被害届等

### 示談は慎重に！示談をする前に組合に連絡を！

健康保険で治療を受けられた場合、組合が後日、加害者に対して治療費の請求をすることになりますが、当事者だけで示談をしてしまうと、正当な請求ができなくなることがありますので、示談をする前に組合に必ずご連絡をお願いいたします。

## 限度額適用認定証の交付

70歳未満の人と70歳以上の非課税世帯の人が、入院や手術などで医療費が高額になりそうな時に、**事前に組合で認定証の交付を受けて、保険証と一緒に医療機関等に提示する**ことで、1ヶ月の保険内診療の一部負担額が自己負担限度額までに軽減され、ご用意いただく金額が少なくて済みます。

※ 認定証の交付には申請が必要です。

認定証を **1** 提示する場合と **2** 提示しない場合の一部負担額の比較

例) 1ヶ月の医療費が100万円(所得区分:一般、窓口負担割合3割)

**1** 提示する場合 一部負担額は 87,430円

※計算方法は、下記の式で計算します。

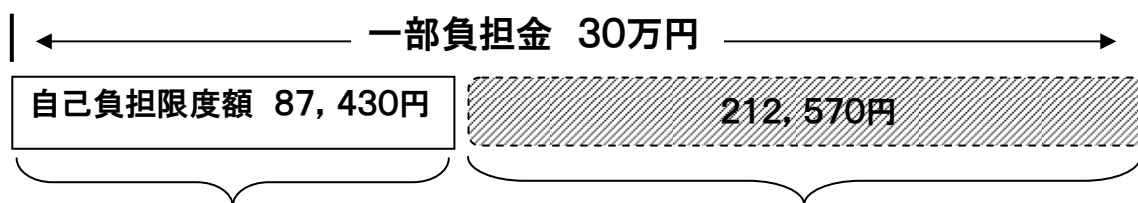
$$80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$$



所得区分	自己負担限度額
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
低所得者	35,400円

過去1年間の適用が4回以上になるときは、4回目以降の自己負担限度額が減額されます。

**2** 提示しない場合 一部負担額は 300,000円



提示する場合の一部負担額

認定証を提示しない場合は、医療機関等の窓口で300,000円を支払い、当組合に**高額療養費**※の申請をすると、212,570円が払い戻されます。

※高額療養費に該当すると思われる方には、入院・外来されてから約2ヶ月後に組合より申請書を送付いたします。